

ご あ い さ つ

理事長 加藤 邦男

財団法人建築研究協会は、昭和30（1960）年1月8日に、京都大学建築学教室の教官によって、民法第34条の規定による公益法人として設立され、同教室の教官の研究助成、建築技術に関する調査研究を主たる事業としてまいりました。

この財団法は、平成24（2012）年4月1日に公益法人制度改革に基づく新しい制度に従って一般財団法人建築研究協会として新たなスタートをすることになりました。しかし旧法人のすべての権利義務はそのまま新法人が継承し、法人としては同一性をもって存続いたします。異なるところは、主務官庁の指導監督から離れて自立的に法人を運営することになった点です。また従前の公益法人として有していた財産は無条件に法人の財産にすることは出来ず、今後長年に亘って、公益目的財産に相当する金額を公益目的のために支出還元していく義務を負って財団を運営してまいります。これに従って法人として自立した健全な経営基盤を築き上げるよう務めます。

こうした法人内の変化の他は、建築研究における当法人の立場はそのまま受け継がれます。新制度移行後も、役職員一丸となって建築界や社会の要望に応えるべく努力いたす所存であります。今後とも当協会の事業にご理解を戴き、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。